

発 案 書

県議第十三号

特別支援学校における過密状況の解消のための財政支援を求める意見書について

特別支援学校における過密状況の解消のための財政支援を求める意見書を次のように発案する。

令和六年十月十日

提出者 岐阜県議会議員 広瀬 修

山内 房 壽
岩井 豊太郎
渡辺 嘉山
川上 哲也
田中 勝士
水野 吉近
中川 裕子
牧田 秀憲

岐阜県議会議長 水野 正敏 様

特別支援学校における過密状況の解消のための財政支援を求める意見書

文部科学省が実施した「令和五年度学校基本調査」によると、全国の特別支援学校の在籍者数は約十五万一千人で、前年度より約二千七百人増加し、過去最多となった。

本県では、「子どもかがやきプラン」「新子どもかがやきプラン」に基づき、新設校の整備や、既設校で受入れ対象とする障がい種を増やすなど、特別支援教育のニーズの高まりに対応してきた。しかし、特別支援学校における児童生徒数は、平成二十六年から令和五年度の間に二千四百九十人から二千五百九十六人に増加し、開校時の想定を上回る在籍者数となっている学校が複数あることから、教室不足や

施設の狭あい化の解消に向けた取組みが喫緊の課題となっている。

国では、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和三年九月に特別支援学校を設置する上での最低限の基準を定める特別支援学校設置基準を公布した。また、令和二年度から令和六年度を集中取組期間として、既存施設の改修について、国庫補助を三分の一から二分の一に引き上げるなど施設整備を進めている。

しかしながら、地方公共団体にとって特別支援学校の設置・運営に係る財政的負担は極めて大きく、過密状況の解消を計画的に推進するためには、補助対象の拡大や集中取組期間の延長など一層の財政支援が必要である。

よって、国においては、特別支援学校における過密状況の解消に向けて、次の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

記

一 特別支援学校設置基準の早期充足に向けて、国庫補助により改修した既存施設の未改修部分の改修事業を補助対象に加えるなど、各自治体の整備課題に対応できるよう補助制度の拡充を図ること。

二 既存施設の改修事業を対象とした国庫補助率の引上げについて、令和二年度から令和六年度まで設定されている集中取組期間を延長すること。

令和六年十月十日

岐阜県議会 議長

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	財務大臣	文部科学大臣	内閣官房長官
長	長	臣	臣	臣	官
様					